会 議 録

会	議 0) 名	称	第1回枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会		
開	ЛШ		n-L-			
	催	日	時	令和 5 年 6 月 30 日 (金) 終了時刻 15 時 30 分		
開	催	場	所	庁舎第3分館(旧市民会館)第3会議室		
出	盾	Ħ	者	会長:明石委員 委員:井崎委員、大野委員、柿木委員、岸本委員、坂本委員、 佐藤委員、平方委員、三戸委員、宮腰委員		
欠	F	芳	者	中村委員		
案	<i>₹</i>	‡	名	(1)会長の選出及び職務代理者の指名等について (2)介護保険制度改正の概要及び基本方針について (3)ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第8期)の進捗状況について (4)各種調査結果について (5)その他		
提出名	された	之資料 4	等の称	 (配付資料> 資料1:介護保険制度改正の概要及び基本指針について資料2:ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期)の進捗状況の資料3:高齢者の生活実態等に関する調査(介護予防・日常生活調査) 結果報告書資料4:在宅介護実態調査 結果報告書資料5:高齢者の健康づくり等に関する実態調査 結果報告書資料6:介護保険サービス等に関する実態調査 結果報告書資料7-1:枚方市社会福祉審議会条例資料7-2:枚方市社会福祉審議会規則資料8:枚方市社会福祉審議会規則資料8:枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領参考資料1:ひらかた高齢者保健福祉計画21(第9期)策定スケミ参考資料2:枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名 【計画書】ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期) 	括圏域ニーズ ジュール	
決	定	事	項	・会長は明石隆行委員とし、職務代理者は三戸隆委員とする。 ・会議は公開とし、傍聴の取扱いについては「枚方市社会福祉 聴に関する取扱要領」のとおりとする。 ・会議録に記載する発言者の表記は、「会長」若しくは「委員 ・介護保険制度改正の概要及び基本指針について確認した。 ・ひらかた高齢者保健福祉計画 21 (第8期) の進捗状況の確認 ・各種調査結果の確認を行った。	」とする。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由				公開		
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由				公表		
傍	聴 者	首 の	数	0人		
所 (管 事 移	部 局	署)	健康福祉部 長寿・介護保険課		

審議内容

<議事内容>

事務局: それではただ今から令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開催いたします。本日はご多忙の折、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。私は、長寿・介護保険課長の下和田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、高齢者福祉に関する事項の調査審議を行うために設置いたしました「枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」の第1回目の開催となり、皆様方にお集まりいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

なお、委嘱状については、既に他部署からお受け取りいただいている方もおられますが、 未だの方につきまして、時間の都合上、誠に恐縮ではございますが、既に机の上に置かせて いただいておりますので、なにとぞお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

それでは、分科会の開催に先立ちまして、健康福祉部長の林よりごあいさつ申し上げます。

部 長: 枚方市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申 し上げます。

本日は、社会福祉審議会の中において、特に高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う ために設置いたしました「高齢者福祉専門分科会」の1回目の開催となり、皆様方にお集 まりいただいております。

何かとご多用な中、この分科会にご参画いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市における高齢化率は、令和5年6月1日現在、28.89%で、65歳以上の高齢者の方は約11万4千人となっております。本市の要介護認定者数の増加傾向は近年緩やかになっているものの、高齢者人口の増加に伴い、介護保険給付費は着実に増加しているところでございます。

皆様方に審議をお願いいたします令和6年度から8年度の3年間を計画期間とするひらかた高齢者保健福祉計画21(第9期)の策定にあたりましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることとなりますが、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備を進めるとともに、医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関の連携をさらに強化して、市民の皆様が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目標とした計画策定に努めて参りたいと考えております。

委員の皆様には、限られた時間の中でのご審議とはなりますが、活発なご議論をお願い したいと考えております。

簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

事務局: 次に、本分科会の委員のご紹介をさせていただきます。

≪高齢者福祉専門分科会委員紹介≫

事務局: どうぞよろしくお願いします。

続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。

≪市出席者紹介≫

事務局: 続きまして、資料につきまして、事前に配付した資料に一部修正箇所がありますので、 本日お配りしている資料をご参照下さいますようお願いいたします。

≪資料確認≫

事務局: 会長が選出されるまでの間、健康福祉部長の林が議長を務めさせていただきます。

部 長: それでは、会長が選出されるまでの間、議事を進めさせていただきます。まず、本日の 分科会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局: 枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項で委員の2分の1以上の出席をもって成立する と規定しております。委員定数11人のうち、出席者は10人であり、出席要件を満たして おりますので、本分科会は成立しておりますことを報告いたします。

部 長: それでは、はじめに会長の選出についてお諮りいたします。

枚方市社会福祉審議会条例第 10 条第 2 項の規定により、専門分科会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆さまのご承諾が得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

≪異議なし≫

それでは、事務局より案を示して下さい。

事務局: 会長に種智院大学教授の明石委員にお願いしたいと思います。

部 長: ただいまの事務局からの提案について、ご異議ございませんでしょうか。

≪異議なし≫

部 長: ありがとうございます。「異議なし」ということで、明石委員に会長をお引き受けいた だきたいと思います。明石委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議長を交 代させていただきますので、明石委員は会長席にお移り下さい。

《会長席へ移動》

事務局: それでは、明石会長、ごあいさつをお願いいたします。

≪会長あいさつ≫

事務局: ありがとうございました。

それでは、以後の進行につきまして、明石会長よろしくお願いいたします。

会長: では、案件に入る前に、本分科会の公開・非公開について確認をしたいと思います。

「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、本会議の公開・非公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

枚方市社会福祉審議会条例第8条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされており、本分科会においてもこの規定を準用することとなっています。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしていますが、本日の分科会の案件は、いずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。また、会議の傍聴にあたっては、本日配付されている「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領」のとおりとしたいと思います。

また、会議録は、審議内容を把握することが目的でありますので、発言者は会長もしくは委員という記述にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

≪異議なし≫

会 長: それでは、本分科会は公開とさせていただきます。会議録についても公開とし、発言者 は会長、委員、といった記述で作成をお願いします。

本日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可しますが、状況はいかがでしょうか。

事務局: 本日の傍聴希望者はございません。

会 長: 本日の傍聴希望者はおられないということです。

まず、案件にうつります前に、枚方市社会福祉審議会条例第 10 条第4項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、会長があらかじめ職務を代理する委員を指名できることになっております。

私がこの会議に出席できない場合の代理として、三戸委員を職務代理に指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

≪異議なし≫

会 長: 異議なしという事でございますので、三戸委員を職務代理に指名させていただきます。 どうぞよろしくお願いします。

それでは、本日の案件に移りたいと思います。

案件(2)「介護保険制度改正の概要及び基本指針について」、事務局からの説明を求めます。

事務局:案件(2)について説明

資料1:介護保険制度改正の概要及び基本指針について

会長: ありがとうございました。本件について、ご意見・ご質問はございませんか。

大筋についての説明がありました。基本指針の案については、7月頃に改めて具体的に示されるということです。よろしいでしょうか。

それでは、案件(3) ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期)の進捗状況について、 事務局より説明をお願いいたします。

事務局:案件(3)について説明

資料2:ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期)の進捗状況について

会 長: ありがとうございました。本件について、ご意見・ご質問はございませんか。 興味・関心のあるところや、ご自身の業務と関連する箇所がたくさんあるかと思いま す。いかがでしょうか。

委員: 過去の計画策定の際にも話をしていますが、念のために要支援・要介護認定を受けるといったことを無くせないでしょうか。ケアマネジャーに進められるがままに認定申請してこられるのですが、そうなると主治医意見書の作成費用が増え、介護認定審査会開催のための費用が増えます。ケアマネジャーの方々がどう認識されているのでしょうか。「ご主人が申請されるのならば奥さんもどうですか」といった形で申請され、非該当になったとしても申請に係る費用は発生するわけで、そういった費用を減らしていこうという考え方があるのかということです。先に認定を受けておかないとすぐにサービスを受けられないという認識をされている方が、申請される方もそうですが、ケアマネジャーにもおられると問題なので、その点について何かしら方針の中に盛り込んでいただければ、審査会自体の回数も減らすことができ、審査会に係る費用も削減できると思います。

審査会関係もいろいろあると思います。認知症だけがクローズアップされているということもありますし、心不全においても、慢性心不全の介護度を決める材料が無い状態だと思います。サービス利用で心臓リハビリテーションをしようと考えている病院もありますが、制度を作っていく中でサービスが先にあっても、きちんと介護度を認定できなければ円滑に進まないと思います。その関連として、心不全に熱心に取り組んでおられる医師がいる中で、主治医意見書の特記事項をきちんと書いているかと聞いたら、「ここに書いても意味が無いので書いていない」とのことでした。こういうことも問題ですので、見直していただければと思います。

ケアマネジャーに言われるがままに申請している状況が結構多いと思いますので、その あたりの見直しも是非よろしくお願いいたします。

会 長: ありがとうございます。医師から勧められたという方や、市民の方の親切心から申請に 繋がるものもあったりします。それでは事務局お願いします。

事務局: 申請に関しまして、ケアマネジャーが勧めているものはあまりないと認識しております。まだまだ市民の方には、介護保険サービスを利用するには先に認定申請しておかないと使えないという意識があると考えています。地域包括支援センターでも、ご相談があった場合にすぐに申請という話ではなく、何が必要かをアセスメントした上で申請に繋げています。介護支援専門員連絡協議会のケアマネジャーと情報共有をしており、一つ一つ取組みを進めながら変えていきたいと思っています。

私たちの場合は、認定を受けている前提でサービスを開始するので、こちらから申請を 勧めることはほとんどありません。

委員: 区分変更申請について、審査会という認定をする場において、認定する側が、短期での 見直しをするといった対応をする方法もあるかと思います。

会 長: 区分変更申請による認定の有効期間は短期ではありますが、市の判断ではなく国の基準 となります。

委員: 審査会の中で、長の判断が反映できなかったでしょうか。

事務局: 審査会の判断は審査会で決めていただくことなので、市の判断を入れることはできませんが、国において、新規申請や区分変更申請による認定の有効期間が定められておりますので、その定められている有効期間内であれば審査会の中で決めていただける形になります。

委員: 審査会において有効期間を変更していいということならば、皆が知識として持っておく とよいのではないかと思います。

会 長: ご指摘のように、そういったことを頭に入れて審査するようにといったアナウンスは必要かもしれません。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

データをみると、認定者数や保険給付費等は推計どおりの実績となっており、正確な推 計となっています。

委員: 看護小規模多機能型居宅介護について1点申し上げます。このサービスは、紹介はする ものの、非常に利用しにくいサービスとなっています。

介護保険は介護度によって限度額が決まっていますが、小規模多機能型居宅介護は限度額のうち約6割から7割、看護小規模多機能型居宅介護は約8割、利用しようとしまいと取られてしまいます。

看護小規模多機能型居宅介護を使用したい重度の方は福祉用具もたくさん使われますが、限度額を超えて福祉用具が自費になってしまい、かえって負担が増えることから看護 小規模多機能型居宅介護は利用できず、在宅の訪問看護に戻すといったことが多々ありま す。このような状況であり、紹介はするものの実際に結びつくのは非常に稀になるサービスと実感しています。

会 長: ありがとうございます。貴重なご発言です。私も様々な場面で議論しますが、こういったサービス内容についての発言はあまり出ません。一番よく出るのは、事業者側としてなかなか採算が取れないといったことです。これは国の制度設計の問題であることから、その問題を明らかにしていくことが重要です。

どの自治体も、看護小規模多機能型居宅介護は何回公募しても事業者が出てこないです。これは介護報酬の設計の問題ですので、如何ともし難いです。

私個人の意見ですが、こういう事業は一定の利用者がいないと報酬が取れないので、枚 方市は別ですが、小さな自治体ではなかなか利用者が集まらないため、広域と地域密着の 間の圏域レベルで指定するなどしなければ、この問題は解決しないのではないかと考えて います。

その他にご意見はございませんでしょうか。何かあれば、また後ほどご発言をお願いします。

それでは、案件(4)各種調査結果について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局: 案件(4)について説明

資料3:高齢者の生活実態等に関する調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査) 結果報告書

資料4:在宅介護実態調査 結果報告書

資料5: 高齢者の健康づくり等に関する実態調査 結果報告書

資料 6:介護保険サービス等に関する実態調査 結果報告書

会 長: ありがとうございました。調査結果と、その活用方法について説明がありました。 お気づきの点やお考えなどございましたらお聞きしたいと思います。 私から1点お伺いします。

コロナ禍においてオンラインを活用されて、今後も活用していきたいとのことですが、 令和3年度から5年度の第8期はコロナ禍の真っ最中でしたが、コロナによるサービス利 用の変化や介護度の変化等についてはいかがお考えでしょうか。

事務局: オンラインの介護予防教室において、枚方市では令和2年4月から取組みをさせていただきました。コロナウイルスが流行りだした際、人が集まる場が一斉に止まったため、介護予防の運動教室等を止めると、閉じこもってしまうという不安があったことから、即座にオンラインの介護予防教室を行いました。単なる動画の配信ではなく、あくまでもリアルの会場で先生とやり取りするような部分を残したかったため、先生と他の参加者がオンラインで交流できるようなものといたしました。令和2年度から開始し、ようやく利用者が増えてきたところではありますが、まだまだ高齢者の方はオンラインに馴染みが無いということもあります。実際の認定者数などを確認しているわけではありませんが、地域包括支援センターからは、これまで要支援であった方が要介護になる割合が少し増えてきているのではないか、また、新規に相談のあった方について、これまでなら要支援の認定となる方が多かったところ、要介護の認定となってしまう方が多くなっているのではないかという声を聞いています。

会 長: 認知症基本法が先日成立し、今後、より具体的なものが出てくると思います。新オレン ジプランに記載されている内容の具体化だと推測しておりますが、その点も少しアンテナ を張っておいて、当然出てくるであろう内容について、計画に盛り込めるのであれば盛り 込んだ方がよいと考えています。

- 委員: コロナ前は、枚方市の中で地域の居場所づくりをすごくやってくださっていて、ケアマネジャーとしても、地域の居場所での活動に繋がるよう努力していましたし、実際にデイサービスではなく地域の居場所に行かれている方が結構おられたと思います。しかし、コロナで一斉に止まってしまい、そういう方がデイサービスに流れているような気がしています。実際のところはどのような数なのか知りたいのですが、いかがでしょうか
- 会 長: 私の質問も含めて、こういった内容は第8期の進捗状況にも反映されるべきと考えていますが、なかなかデータで読み取るのは難しいかもしれません。
- 事務局: 要支援の方については、通所利用者は昨年あたりから増えてきています。令和2年及び令和3年のコロナ禍は、デイサービス事業者が閉まった現状もあり、利用者数が減少しました。ただ、今はその点は盛り返しているので、件数としては増えてきています。
- 会 長: コロナが一応収束しつつありますが、コロナ禍を過去のものとして捉えるのではなく、 感染症における高齢者への対応について大きな教訓を得たと思いますので、その点につい て、今後のできうる対応を示すとよいと考えています。

次の会議では骨子案がでてきて、この調査結果もある程度反映されていくと思いますので、そのときにまたご確認いただき、ご指摘をいただけるようご準備をお願いしたいと思います。

興味深いのは、地域包括支援センターの認知度が、昔は5割もなかなかいかない状況で したが、第7期では57%、第8期では61%とだんだんと増えてきています。このような変 化もご関心を持って見ていただきたいと思います。

また、資料2の4ページ、施設整備の進捗について、事業者の決定に至らなかったサービスが*で示されていますが、制度設計の問題もあり、どの自治体も難渋されています。 事業者が手を挙げにくいサービスばかりがこのような状況になっています。

委 員: 地域の福祉活動をやっており、高齢者の健康づくりとして健康体操や体力測定をさせていただいています。コロナ禍においても、私たちの地域では年間スケジュールどおり活動いたしました。例えば、ランチ会では弁当形式にして、室内ではなく外でお渡しするなどの工夫をしました。また、「だれでもカフェ」という取組みでは、通常であれば室内にコーヒー等や軽食、雑誌類を用意し、誰もが自由に出入りできるという形で実施していましたが、コロナ禍では室内には入っていただかず、テイクアウトにするなどの工夫をしました。コロナ禍でも工夫次第で出来ることはあります。会場まで足を運ぶこと自体がひとつの運動になってよいことだと思いますし、外に出かけることで、地域の人とお話しする機会も生まれるため、これからも積極的にしていきたいと思っています。

それから、資料2の34ページ「11. 小・中学生に対する高齢者への理解促進」とありますが、理解を得るためには教育が重要だと思います。例えば北欧では人権について早い段階で教育していると聞いており、そういうことが一つの社会づくりになると思います。低学年から人権教育を確立していくと良いと思います。

会 長: コロナ禍で随分苦労されて、地域活動されている方がたくさんおられると思います。それをきちんとまとめることができればと思うのですが、そういうものはありません。例えば、民生委員の方が、コロナ禍で訪問できないときに往復はがきでご様子を聞かれていたという話を聞きました。様々な方法で、接触しない形で感染防止しながら活動をされてい

るといったことがあり、こうしたものはきちんと残していく必要があると思います。

小学生の人権教育については、枚方市も小学生に対する認知症サポーターの講座をやっておられます。私が大学で20歳前後の若者に認知症の講義をして、ドキュメンタリーの映像を見せてレポートを書かせると、そのうちの数%に「小さい頃にこのことを知っていれば、もっとおじいちゃんやおばあちゃんに優しくできたかもしれない」という学生がいます。認知症のことを全く知らず、祖父母の様子の変化を受け入れられなかった経験があるからであり、やはりそういうことをきちんと教育として伝えていくことは非常に大事だと思っています。

委員: 資料5の看取りについて、人生の最期は自宅でという方が多く、エンディングノートの 認知度は「知っている」が半分で、「聞いたことはあるがよく知らない」も含めると4分 の3程度がエンディングノート自体は知っているとのことです。エンディングノートは医 師会が作成しておられるかと思いますが、一般の方はどこで受け取ることが出来るので しょうか。

事務局: 本市では、枚方市版「エンディングノート」と、もしものための話し合いを行うための「人生会議まるわかりガイド」を、医師会の協力のもと作成しています。地域包括支援センター、長寿・介護保険課、保健所等の窓口で配付しており、市のホームページにも掲載しています。

令和4年度には広報ひらかたで終活特集として、年齢を問わず、もしものために、あらかじめ信頼できる人と話し合っておきましょうといった内容とともに「エンディングノート」と「人生会議まるわかりガイド」を紹介したところ、かなり反響をいただきました。アンケート結果については、最期の過ごし方について話し合ったことがない理由に「まだ必要ない」「機会がなかった」がありますが、今回は「まだ必要ない」が減っていたことから、一定必要性の認識は高まっていると認識しています。「機会がなかった」という方に向けては、今後も引き続き終活に関する講座等を行うなど、周知啓発を図っていきたいと考えています。

会 長: 薬局の窓口にあってもおかしくないと考えています。

委 員: 言っていただければ、置くことは可能だと考えています。

委員: 医師会でも、先ほど話のあった人生会議やエンディングノートについて熱心に取り組んでいます。周知としては、市民向けの講座を開催するなど、その際はACPも絡めながら話していると思います。薬局に置いていただくなら、ACPと一緒にする形が良いと思います。やはり周知がないと進んでいかない話です。

委員: 高齢者ご本人よりも、その子ども世代に周知する必要があります。子ども世代から親に対して、もしものための準備や話し合いを促す発信をすることで、先ほどの「話し合いを していますか」ということにフィードバックしていくと思います。

会 長: ありがとうございました。

それでは、案件(5)その他について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局: 案件(5)について説明

参考資料1:ひらかた高齢者保健福祉計画21(第9期)策定スケジュール

会 長: 策定スケジュールについて説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

それでは、全体を通じてご意見、ご質問はございませんか。

委員: 高齢者の徘徊について、どの範囲までが徘徊になるのでしょうか。データはあるので しょうか。

会 長: 最近、警察から保護された方のデータが出ていました。

委員: 電車もどう乗ったのか分からない方法で乗っているケースがあります。庭でも徘徊にもなるので、遠方まで行ったかどうかで決まるのではなく、家族の目の前からいなくなり、 行方不明になることが徘徊だと思います。自宅に帰れない状態が徘徊です。

会 長: 見当識障害がおこるため、方向や自分の居場所が分からなくなり、なかなか帰ってこれ なくなります。

ありがとうございました。事務局から連絡事項はございませんでしょうか。

事務局: 本日の会議の議事録につきましては、でき次第、委員の皆様に送付いたしますので、ご 確認をお願いいたします。

また、次回の日程については、スケジュールでご説明しましたとおり、9月~10月で開催を予定しています。後日、委員の皆様に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

会 長: 本日は貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございました。また、議事の進行に ご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を閉会いたします。ありがとうございました。